

# 本願寺史料研究所報

30号

発行所 本願寺史料研究所  
〒六〇〇一八二六八

京都府下京区七条大宮上ル  
龍谷大学大宮学舎図書館内  
電話 〇七五―三四三―三三一―

内線(五四一八)

発行者 所長 千葉乗隆  
発行日 二〇〇六年八月三〇日

## 花山火葬場について(一) 承前)

左右田昌幸

次に解説しておきべき点は、明治政府の政策との関連であろう。これもよく知られた事実だと思いが、明治六年七月に太政官布告によって禁止された火葬は明治八年五月には禁止が解除される。しかし、火葬場所については公衆衛生の観点から制限が設けられるようになった。

『京都府百年の資料六宗教編』(京都府総合資料館編、昭和四十七年刊)によれば「焼場之儀二付(中略)臭烟ヲシテ人ノ健康ヲ害セサル様市街村落ノ外人家遠隔之地ニ於テ場所取調中ニ付追テ確定布達候迄ハ従前ノ場所及ヒ其他ノ場所ニ於テ勝手ニ火葬致シ候儀不相成候事」という制限であった。公衆衛生上の観点からすれば、市街地に近接する七条の火屋や東寺領の四ツ塚(狐塚)なお、

近世の西本願寺側の火葬が狐塚に限定されていたわけではない)での火葬は、この制限に抵触し使用が困難になったのである。そのために、以前より土葬より火葬が主流であった東西本願寺によって新たな火葬場が求められたのである。この布達にある「追テ確定布達」が何時、どのような内容で公布されたのか確認できていないが、前引の日記の但し書きにあるように京都府の役人四人が、飛雲閣から烟の流れを確認して、京都府の許可のもとに場所が選定され花山火葬場が創設されたことは事実である。

### 二 コレラの流行と花山火葬場の運営

明治十年秋頃より京都府においてもコレラの流行が始まったことはよく知られたことかと思う。コレラ流行の影響は本願寺の宗教行事にも影響をおよぼした。たとえば明治十二年六月二十四日付で京都府は、社寺における

説教や興行などが集まる行事を感染の危険が高まるとして禁止ないし延期を布達する(『京都府百年の資料四社会編』京都府総合資料館編、昭和四十七年刊。以下、『社会編』と略す)。この布達を承けて同年、本願寺では十月八日の山科別院・大谷本廟における報恩講を延引する(『本山録事』)。

今回、翻刻・紹介のメインとした史料は(前号に掲載)、基本的にコレラによる病死者の火葬や病死人の使用していた布団や寝間着などの遺物焼却に関する史料が大半を占めている。そこに示されているコレラによって病死した罹患者の火葬数も、花山火葬場の創設当初の規模を推定するのに興味深い。コレラの本格的な流行となった明治十一年後半から十二年にはフル稼働状態であったと思われる。ことに明治十二年六月に「コレラ病ニ罹リ不幸死ニ至リ候モノハ憫然ノ事ニ候得共(中略)可成丈各々火葬ニ可致」(『社会編』)と火葬が奨励されたことも、稼働率を揚げた要因である。しかし、ここで筆者が最も興味を持つのは、遺物焼却に関する史料から火葬場の経営形態の一端がうかがえるのではないかと思われる点である(史料七〜十)。

本願寺においても明治十年十月八日には、同年九月二十五日付で京都府知事名で布達された「虎列刺病予防法」の励行を末寺僧侶中に布達している。京都府の布達中には、「コレラ病者ニ用ヒタル衣衾器物ハ他ノ器ト混セサル様ニ致シ置く可成丈ケハ焼捨ヘシ」(『社会編』)とあり、

コレラ患者の「衣衾器物」の焼却場所を確保する必要性が発生していた。そのため稼働を開始した花山火葬場でもそれらの「衣衾器物」が焼却されていたのであろう。ただ、昭和八年には設置されていたことが確認できる牛馬や犬猫鼠の死骸などを焼却する汚物焼却炉が、設立当初から存在したのか、人間用の火葬炉が使用されたのかは不明である。

最も興味深いのは、いずれの「コレラ病死人遺物焼却総計書」においても最後には遺物焼却料金(人の火葬料金体系の「下等」に相当)から経費の「焚用割木」を差し引きし、残金の三分の一が「上納高」(本願寺への上納高であろう)、三分の二が「本役一同被下高」「配分高」となっている点である。ここに記された「本役」は、火葬場受付として押印している延べ五人(印鑑の苗字は省略したが、四つの時と三つの時があるものの、印鑑の種類は五人分である)のことであろう。この五人の内、二人については第Ⅱ類史料四によって明治十一年三月二十八日に火葬場に「交番止宿」することになった二人であることが明確で、それぞれの元の職業は「商」(下京区五条橋東)「雑業」(下京区矢田町)である。とすると、花山火葬場は東西本願寺の「経営」といっても、受付の五人は本願寺の「宗務員」(宗務員なら転勤や役職が替わる可能性もある)というより、火葬場の管理・運営を委託された人間であったと考えた方がいいのではないか。少なくとも西本願寺が管理している花山火葬場の半分では、

本願寺の経営といっても一種の委託事業であったと思われる。受付の五人に配分された金額から、さらに実際の火葬を担当する人間に配当がなされていたのではないだろうか。「はじめに」で花山火葬場の西本願寺分は、明治三十六年に信義会に維持・管理・運営が委託されたと言っていたが、設立の当初から、委託された主体が違うだけで同じような運営方法が採用されていたと思われる。

なお、この時に同時に京都府知事に届け出られた被雇用者は他に三人いる。元の職業は一人目が「農」（但馬国養父郡吉井村）、二人目・三人目が「日働」（上京区上立売と下京区廿一区小島町）。この三人については、雇用形態が前記の二人とは少し相違している点少し気になる。前記の二人は「火葬場ニ交番止宿」が届けられるだけだが、後の三人は「本月（三月）廿七日」（中略）火葬場ニ而為止宿致候」とのみあり、「交番」とは記されず住み込みであった可能性がある。この相違は何に由来するのか興味のあるところであるが、疑問点の提示にとどめる。今ひとつ判らない点は、一つの火葬場を東西本願寺がどのように棲み分けして運営していたのかという点である。時代は少し下がるが大正十一年四月京都府衛生課『保健衛生調査第巻輯』には「花山火葬場ハ上中下ノ三等ヲ通シ二十八焼炉ヲ有スルモ平素ハ折半シテ十四焼炉ツツ一ヶ月交代ニテ使用シツツアリ」とあり、通常は東西本願寺が一ヶ月交代でそれぞれが管理する十四炉を稼働させていたという。しかし、今回紹介した史料によれば、

たとえば史料五では明治十二年七月から十二月まで連続して取り扱い数と料金が報告され、年未詳ながら史料九では東西本願寺の三月分が同時に報告されていることからしても、この時期には東西本願寺の交代という稼働形態は採っていないかった。交代制の実施は、コレラの流行という事態が沈静化して以降のことであろう。

なお、花山火葬場で火葬に付されたのは、火葬場の設立主体が東西本願寺であったからといって、京都市中の真宗門徒だけに限定されていたわけではないだろう。史料一の死亡した「囚人」の火葬取り扱いに関する京都府への回答書に「兼而御届済ニ而下等焼屍料金六拾銭与相定、一般取扱居候」とあり、真宗門徒以外の火葬を下等料金で受け入れていたと思われる。花山火葬場が新設されて以降は、京都府衛生課が前引の『保健衛生調査第巻輯』に記しているように、「爾来他宗派帰依者中ヨリモ火葬ヲ希望スルモノ続出スルニ至レリ」という状況であった。宗派に関係を限定するような運営ではなかった。コレラの病死者の火葬に際しても、真宗門徒に限定できるような状況ではなかったであろう。

## 花山火葬場について（二）

左右田昌幸

はじめに

さて、いささか変則的な掲載になったが、なんとか花  
山火葬場に関する続稿の掲載にたどり着くことができた。

今回の史料紹介のメインは、前回予告しておいたよう  
に明治十一年における火葬炉の修覆に関する史料である  
(修覆だけでなく増設もあったように、素人なりに直感  
している)。だが、火葬炉の建築・技術的な内容について  
の解説は筆者の能力を遙かにこえるので、史料を生のみ  
ま提示するしか仕方がない。とにかく、以下に第Ⅱ類と  
して本願寺史料研究所に保管されている史料の翻刻を提  
示しておく。なお史料四に関しては、止宿人の姓を伏せ  
字とした。その他に、前回もお詫びしておいたが、筆者  
の解読能力では力及ばすの難読箇所が存在する。その箇  
所は、字数分□で示した。また、史料中には何力所か簡  
単な瓦などの図が記載されているのだが、本誌製作上の  
制約から、省略せざるを得なかった。

〈史料翻刻〉花山火葬場関係史料

第Ⅱ類 火葬炉等改築関係

一 明治十年火葬場継蟻代金受取書

証

一 火葬場継蟻

正二三拾五貫六百目

此代金貳拾四円九拾貳銭也

明治十年八月六日

長谷川源助(印)

第六科御係役人衆中様

二 明治十一年一月火葬場付属住居修復費用見積書

(表紙)

明治十一年一月

雑賀長右衛門(印)

火葬場御用

御積り書

第六科御衆中様

一 焼住居所間中四方押入壹ヶ所并二棚二段釣又壹間棚二  
枚釣イロリ壹ツ明

一 八銭 柱 杉六尺三寸二分用 壹本

一 三拾貳銭 押入 杉壹間四方板壹坪

一 八銭 同 同壹間五ツ割壹丁

一 拾五銭 押入胴縁棚釣手 同式間六ツ割五本

一 三拾五銭 棚上張 同壹間六方板、内九寸六枚

一 貳拾貳銭 スビツ壹ツ

一 八銭 口縁 杉壹間二寸角壹本

一 三拾八銭 間中戸壹枚

一 金壹円 大工手間四人

一 拾六銭 手伝手間壹人

一 貳拾銭 釘

一 金三円貳銭

一 請付所ノ焼住居迄鈴引鉄針金ニテ式間目ニテ壹丈丸太  
建、尤錠けスリニ而墨崩塗仕

(罫紙上覧外に「此分相除ク」)

一 金壹円

鉄針金三拾五間

- 一金老円四拾四銭 杉老丈丸太拾貳本
- 一三拾銭 金物花籠クダ共拾五
- 一拾貳銭 鈴老ツ
- 一拾五銭 墨崩口
- 一七拾五銭 大工手間三人
- 一四拾八銭 手伝手間三人
- ノ金四円貳拾四銭
- 一上々等・上等・中等・下等取替水板棚長サ八尺、幅老尺、厚六分兩木口ニテハシバミ入三ツ口口留片致古前机足木車付
- 一金老円四拾銭 棚八尺六分板、内尺七枚
- 一八銭 同老間八分板、内二寸貳枚半
- 一五銭 貳寸五分木車四ツ
- 一六拾銭 鎮鑰鎖長七寸坪共六筋
- 一金老円三拾七銭五り 大工手間五人半
- ノ金三円五拾銭五り
- 一九拾六銭 請付所裏手并台所共石垣直し手伝手間六人
- 一貳拾貳銭 台所スビツ老ツ
- 一拾八銭 台所請付棚杉老間六分板内九寸四枚
- 一五拾銭 請付所矢倉老ツ
- 一貳拾貳銭 同スビツ老ツ
- 一貳銭 台所面度板杉老間二合口口老枚
- 一金老円 棚釣并ニ面度入口棚共棗台直し大工手間四人
- 一拾六銭 大工手元手伝老人
- 一八銭 釘

一三銭 棚釣木杉老間六ツ割老本

ノ金三円三拾七銭

惣 金拾四円拾貳銭

ノ改九円八十八銭

右之通御座候、以上

三 明治十一年二月火葬炉修復手間賃請求書

竈築替手間積書

竈三ヶ所

一金貳拾八円五拾銭 積替手間

并手伝手間代

右ニテ入念出来仕候

外ニ入用

煉化石 千式百枚

火口前タレ板メタル

砂セメン石灰

右御殿ニテ御求被下候ハ、明白ニテ

明治十一年二月 間下安之助

火葬場

御懸り御役人中様

四 明治十一年三月火葬場止宿人届書

(野紙上部「各通正副」二通)

止宿御届

下京廿一区五条橋東六丁目

商 〇〇潤次郎

廿五年九ヶ月  
下京拾一区矢田町  
雑業 □□八郎  
六拾年四ヶ月

右之者宇治郡第一区花山村当寺火葬場ニ而交番止宿為致候条、此段兼而御届申上置候也

下京廿三区本願寺門前町

本願寺役僧

水谷了阿

十一年三月廿八日

前書之通相違無之、仍而奥印仕候

花山村戸長

林久右衛門

京都府知事榎村正直殿

止宿御届

兵庫県下但馬国養父郡吉井村

農 □□庄右衛門

三十二年三ヶ月

上京拾区上立売町

日働 □□五郎兵衛

五十七年四ヶ月

下京廿一区小島町

北村市左衛門長男

日働 □□磯次郎

廿五年六ヶ月

右之者下京廿三区本願寺門前町本願寺へ雇入、本月廿七

日、宇治郡第一区花山村当寺火葬場ニ而止宿為致候条、此段御届申上置候也

已上前同断

五) (明治十一年) 八月火葬炉三機の焚口修復料請求書

記

老号之分

一金廿老円卅六銭

貳号之分

一同三拾式円三拾三銭五り

三号之分

一同三拾三円五拾銭

右号先般水谷殿伺済、受負申付仕事皆出来致候二付、夫々代価御下渡被成下度候也

火葬場

八月卅日

受付所 (朱印二つ)

老号

積り書

御火葬竈之中戸内タキ口積みカエ

一老ケ所二付入用

代金貳円廿銭

代金四十五銭

代金四十八銭

代金貳円五十銭

代金三円八十四銭

煉化石式百枚

砂 老輛半

石灰三俵

セイメント

煉化石積み手間 十二人

代金壹円廿六銭 竈コホチニ手本手伝七人

ノ金拾円六十八銭

左中等七八ニケ処

総計

ノ金廿壹円卅六銭

八月

間下安之助(印)

御火葬所

御役人中様

貳号

積り書

御火葬竈之中戸ノ内タキ口積みカエ

一 壹ケ所ニ付入用

代金壹円六十五銭 煉化石百五十枚

代金四十五銭 砂り 壹輛半

代金四十八銭 灰 三俵

代金貳円五十銭 セイメント

代金三円八十四銭 煉化石積み手間十二人

代金壹円廿六銭 竈コボチニ手本手伝七人

総計

壹ケ所分 ノ金十円十三銭

合ニケ所 右中等三四 ニケ所

ノ金貳拾円廿六銭

一 中等一番竈之マイタレ板入カエ

左上等竈ナカド戸枚上バ瓦サシカエ

右ニケ所入用

代 廿七銭五厘 煉化石廿五枚

代 五十銭 セイメント

代 四十銭 砂ニ石灰

代 九十六銭 手間三人

ノ金貳円十三銭五厘

一 竈壹ケ所メジクイ入用

代 四十貳銭 セイメント

代 三銭五厘 砂

代 六十四銭 手間 貳人

壹ケ所ニ ノ金壹円九銭五厘

六ケ所

合ノ金六円五十七銭

一 タキ口下ニテカザミチツタイ入用

壹尺樋壹間

代金壹円十五銭五厘

代 廿七銭五厘 煉化石廿五枚

代 九十五銭 セイメント代 石灰ニ砂

代 九十五銭 煉化石積み手間代 石工手間代

ノ金三円卅七銭

四口 ノ金三拾貳円卅三銭五厘

八月 間下安之助(印)

御火葬所御役人中様

三号

積り書

一新築道長サ 四拾間ニ

巾六尺ニテ道造り

ハイアナヲ古建築道エトリツケ

新道切下ヂキタカ二間半

二十間 (略図省略) 卅五坪 廿五坪運送代

金貳十五円

道切ツケ両ツキオノリ切ツケ土トリカタツケニ、ハイ

アナヲ第工道造り 二ヶ所合

代金八円五十銭

合

メ金卅三円五十銭

八月 間下安之助(印)

御火葬所

御役人中様

六) 明治十一年十月火葬炉修復料請求書

別紙下等竈直シ内筒受積り書式口之分皆出来致候条、別

紙之通代価御払下ケ奉願候也

十一月廿九日 火葬場受付係(印)

第六科

御中

竈二ヶ所積立之積り書

一 右二ヶ所煉化、但シタシ 八百枚

代金八円五十銭

一 砂 四拾荷

代金壹円四十銭

石灰拾俵

代金壹円六十銭

セイメン砂

代金七円五十銭

一 煉化石積立之手間 四拾人

代金拾二円八十銭

一 手伝 廿五人

代金四円

総計

メ金三拾五円三拾銭

十月 間下安之助

御火葬場

御役人中様

カザツツウケ

上途之分積立

二ヶ所入用之煉化石

一 千五百四拾枚之内

御口所之内之古瓦分メ七百枚御座候

右引メニ

買入分八百四拾枚

代金八円八十銭

一金貳円 セイメン砂

一金壹円貳十八銭 石灰八俵

一金九十銭 砂り

一金四円八十銭 積手間十五人  
一金老円六十銭 手伝 十人

総計

金拾九円卅八銭

明治十一年十月

間下安之助

御葬場

御役人中様

(火葬炉口正面差図一点省略)

(罫紙下部付箋)

「此古瓦七百枚可相用見積之处、都合二寄三百六拾枚丈ケヨリ不被用次第二付、金三円五十銭之瓦代増方願出候二付、委曲本人御聞取可然御取計奉願候

尤古瓦三百四拾枚現在残り有之候(印)

七) 明治十一年十一月火葬炉焚口調進見積書

煎口袋積り書

一厚サ老寸鑄物吹立

前老尺五寸角 奥行老尺七寸

枕金之处ニテ貳尺 高サ貳尺

凡此目方五拾貫目見積

但、目方老貫目二付

金四拾銭口吹手間トモ

右直段ヲ以調進仕度候

伏水第貳区堀詰新町

鑄物師

明治十一年第十一月 岡本伍三郎(印)  
火葬所御係

御役所

(罫紙下部付箋)

「目方老寸金四拾銭ガヘ約定之处、段々応接金三拾八銭ガヘニ為減候事

出来器械目方正味

五拾五貫有之候

右貳組出来二付

金四拾老円八拾銭

但、老組二付

金廿円九十銭也」

八) 明治十一年十二月火葬炉修復焚口新機械調進約定書

奉差上条約書

(割注)

一今般火葬所焼屍竈焚口袋新製器械、「横老尺七寸・口老尺ノ奥渡貳尺・厚サ老寸」ニシテ調進仕候上ハ、年限十ヶ年之間毎習日火ヲ焚候トモ決テ破損不仕候段ヲ受負申上候、万一満期拾ヶ年以内ニ及破損候節ハ幾度タリトモ無料ニシテ如元形取繕ヒ候口新ニ取換可申上候、為後証奉差上約定書、依テ如件

伏水第貳区堀詰新町五百四十九番邸

鑄物師

明治十一年第十二月

岡本伍三郎(印)

火葬所御係御役所

九) 明治十二年卯七月火葬炉灰穴灰取片付料等請求書  
別紙□□皆出来致候ニ付、代価御下渡被成下度候也

火葬場

七月廿八日

受付 (印・二ツ)

第六科御中

積り書

一元灰穴之穴出シニ

コレラヒヨヤキステノ灰トリカタツケ

二ヶ所

金八円五拾銭

灰捨穴

一長サ 四間二巾忒間

深サ三間

但シ壱坪ニ付金壱円三十銭

惣坪

廿四坪

代金三拾壱円二十銭

一二間半ニ四間半

灰穴之フタ竹

代金三円

一しろ縄ソト縄

代金壱円八十銭

一手間

代金壱円

竹フタ

金五円八十銭

惣計

金四拾五円五十銭

七月

間下安之助

御火葬所

御役人中様

積り書

棟瓦

右之瓦

壱ヶ所

三枚壱組

代金三円卅銭

二組

代金六円六十銭

卯七月

間下安之助

御火葬所

御役人中様

十) 年未詳七月火葬場備品調進請求書

別紙計算書之分品物夫々出来、着場受取候ニ付代価御下  
渡被下度候也

七月廿八日

火葬場 (印)

御本刹

第六科御中

(梓印刷野紙を使用)

証

一金九拾五円十銭

内訳

品目	員数	考個価	通計	摘要
敢缶板大直シ	貳枚	金四十銭	金九十銭	
煎袋 別吹	四個	金十八円三十銭	金七十三円	
枕金 別物	四個	金五円三十銭	金二十壹円二十銭	
右之通御座候 火葬所御役所				伏水堀詰鋳物師 岡本伍三郎(印)

※ ※ ※ ※ ※

三 京都市に有償譲渡されるまで

今回は、提示した史料に関する解説に代えて、その後の花山火葬場の歴史を昭和六年三月に京都市に有償譲渡されるまでたどっておきたい。

本願寺史料研究所所蔵の探訪史料写真ファイル「信義会」に以下のような史料が存在している。

花山火葬場収支全般ノ事業旧御家中へ御一任ニ係ル告知書

明治三十六年五月八日御本山ヨリ幹事一同ヲ召出サレ小田執行ヲ以テ左ノ通御沙汰有之

内局達第一七三号

旧家来幹事

前任上人御遷化並ニ当御法主殿御継職ニ付旧家来御救恤ノ御趣意ヲ以当山所有花山火葬場之管理一任可致候条管理者トシテ適任ト見込候者七名ヨリ多カラサル人員ヲ選定シ其姓名ヲ届出ラルヘシ

但旧家来ハ三代相恩ノ者ニ限り候事

明治三十六年五月八日

執行長 土山沢映(印模写)

右御一任ニ付三十四年度収支決算ニ依リ爾後御本山へ納入スヘキ金額ニ係ル条件小田執行ヨリ演達有之拜承ノ上不取敢室内部へ出頭直ニ御請申上候事

一右御達ニ基キ五月十八日評議員会ノ決議ヲ以テ管理者七名ヲ選挙シタル結果左ノ人員当選就任直ニ御本山御届申上ル

(中略)

花山火葬場管理ニ関スル覚書

一 籠薦堂正面並ニ右側上等新竈ニ限り本山ノ認可ヲ得ルニアラサレハ使用ヲ許サス

一 諸建物並ニ別冊目録ノ物品ハ本山ヨリ総テ貸与スヘシ

一 建物並ニ焼屍竈等ノ修繕ハ管理者ニ於テ負担スヘシ

一 地税公課ヲ始メ火葬場ニ関スル一切ノ費用ハ管理者

ニ於テ負担スヘシ

一 火葬場管理中ハ収益ノ多少ニ拘ハラズ毎年金壹千円ヲ管理者ヨリ本山へ上納スヘシ

但上納期限ハ毎年六月・十二月ノ両度ニ於テ半

## 額宛ヲ納ムヘシ

一 會計ノ収支ハ毎月管理者ニ於テ必ス本山ノ調査ヲ受クヘシ

一 毎年収益金配分ノ方法並ニ蓄積保存ノ規定ハ予メ本山ノ認可ヲ請クヘシ

一 本山ハ前各項ニ亘リ違反ノ廉アルトキ又ハ火葬場管理者ノ行為ニ就キ不整理ノ場合アリト認ムルトキハ直ニ管理ヲ解除スヘシ

已上

信義会が組織された契機は、明治三十六年一月十八日に没した明如が、本願寺からの家禄を失い様々な困難に直面していた旧家臣団に対して明治二十四年六月に恩賜金を下したことにあった。そのような縁に基づき信義会に花山火葬場の管理運営が委託されたのだが、実は火葬場の払い下げに関しては明治二十三年頃からその要望が存在していた。明治二十三年十月二十八日から十一月二十九日まで開かれた宗会には、「火葬場払下ノ件ノ建言」が提出されている。ただ、『明治廿三年十月定期宗会筆記』には「火葬場ノ件ニ付委員七名ヨリ決議ノ旨ヲ報告ス依テ意見ヲ付シ執行所ニ開申ス」とあるも、決議や開申の内容は調査が及ばなかった。翌年六月に組織される信義会のメンバーからの要望を反映した建言であった可能性が高く、この建言を踏まえて（旧家臣団はそのような要望を出さなければならぬという状況が契機となって）翌年に信義会が組織されたと推定しておきたい。この後、

払い下げについては、明治三十一年十二月五日から十二月十八日まで開催された定期宗会と、明治三十二年九月二十八日より十月二十一日された定期集會に建白されるが、三十一年度定期集會では「時日切迫ニ付議スヘカラス」、三十二年定期宗会では「会期切迫ニ付審議不能」となり、実現を見なかった。明治三十二年の場合には建白に提出者が「二日講幹事、津田正作、外三名」となっている。この二日講とは信義会が明治二十九年に結成したものであることも、先の推定を裏付けるであろう（以上、宗会関係は『本願寺宗会百年史料編』昭和五十六年刊による）。（以下、次号に続く）。

※ ※ ※ ※ ※

〈編集子のつぶやき〉

二〇〇六年四月から、教学伝道研究センターの一部局としての研究所から、再び総局公室付の単独の研究所に戻りました。研究所で活動しているメンバーも多彩になりました。所長千葉乗隆・副所長金龍静をトップにして、研究員として大喜直彦・大原実代子・佐藤文子・大原誠の四名、客員研究員として平松令三・首藤善樹・赤松徹真・山田雅教・岡村喜史・三栗章夫・左右田昌幸の七名、助手として大塚由美、研究生として太田光俊・恩田清範の二名。総勢十六名。これまでにない大所帯です。

さて、いよいよ本願寺史料研究所の実力と真価が本格的に問われるのだなどの想いを強くしています。（S記）